

# 宮津市公報

令和7年9月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市総務部総務課発行

## 目次

### 告 示

99 宮津市議会定例会の招集	1
100 令和7年度宮津市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱	1
101 宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱の一部を改正する要綱	4
102 指定納付受託者の指定	4

### 公 告

51 公示送達	5
52 公示送達	5
53 令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】第3次試験の合格者	5
54 令和7年度宮津市職員採用選考試験【公務員経験者対象】第2次選考の合格者	5
55 宮津市営住宅等入居者の公募	5
56 宮津市営住宅等（その他住宅）入居者の公募	6

### 水 道 企 業

#### 《告 示》

8 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	7
9 宮津市下水道排水設備指定工事事業者の指定	7

#### 《公 告》

4 公共下水道の供用開始	7
--------------	---

### 教 育 委 員 会

#### 《告 示》

15 宮津市教育委員会定例会の招集	8
-------------------	---

告 示

宮津市告示第99号

令和7年第3回宮津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月25日

宮津市長 城崎雅文

- 1 期 日 令和7年9月1日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂

————— \* \* \* —————

宮津市告示第100号

令和7年度宮津市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年8月28日

宮津市長 城崎雅文

令和7年度宮津市定額減税補足給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する定額減税補足給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付分）」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 調整給付金（不足額給付分）は、令和6年度宮津市定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（令和6年告示第113号）の規定により支給された定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付分）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、贈与する給付金をいう。

（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割額の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 調整給付金（当初給付分）の額（調整給付金（当初給付分）を辞退した者にあつては、調整給付金（当初給付分）を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付分）給付対象外であった場合、0円とする。）

(2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者

(3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0円であり、地方税法第32条第

3 項及び第 313 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 32 条第 4 項及び第 313 条第 4 項の規定による事業専従者である者

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 11 月 29 日付け府地創第 327 号）に規定する「地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」に該当する者

2 前項第 1 号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とする。

3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度個人住民税所得割額が 0 円でない者

(2) 調整給付金（当初給付分）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付した者に限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員（支給額）

第 4 条 前条第 1 項第 1 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号アを、令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 1,805 万円を超える場合は同号イを、それぞれ 0 円とする。また、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で本市に住所を有する者（本市の住民基本台帳に登録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを 0 円とする。

2 前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円とする。ただし、令和 6 年 1 月 2 日以降に国外から転入し令和 7 年 1 月 1 日時点で本市に住所を有する者（本市の住民記録台帳に登録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3 万円とする。

3 前条第 1 項第 4 号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付分）の金額は、原則として、4 万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付分）の額並びに同項第 1 号の規定により支給される調整給付金（不足額給付分）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額とする。（1 万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）。

4 前条第 1 項第 1 号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、調整給付金（不足額給付分）の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和 7 年 7 月 29 日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第 1 項第 1 号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める調整給付金（不足額給付分）の金額に反映しないものとする。

（受給権者）

第 5 条 調整給付金（不足額給付分）の受給権者は、第 3 条における支給対象者とする。

（支給の方式）

第 6 条 第 3 条第 1 項に規定する調整給付金（不足額給付分）の支給対象者は、調整給付金（不足額給付分）支給確認書（以下「確認書」という。）又は別に定める申請書を市長に提出しなければな

らない。

2 確認書及び申請書（以下「確認書等」という。）の提出は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号及び第4号に掲げる方式は、確認書等の提出者（以下「提出者」という。）が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送方式 提出者が確認書等を郵送により提出し、提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口方式 提出者が確認書等を本市の窓口に出し、提出者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 提出者が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において提出し、当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

(4) 現金書留送付方式 提出者が確認書等を郵送により、又は本市の窓口において提出し、現金書留等により現金を送付する方式

3 提出者は、確認書等の提出に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

4 市長は、現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から調整給付金（不足額給付分）支給確認書送付先変更届（以下「変更届」という。）の提出があったときは、当該変更届に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

第6条の2 前条の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に掲げる支給対象者であって、本市から当初調整給付を支給した者に対し、調整給付金（不足額給付分）支給のお知らせ（以下「お知らせ」という。）を送付する。

2 お知らせの送付を受けた支給対象者は、別に定める届出書の提出等による受給の辞退又は受取口座の変更を申し出ることができる。

3 市長は、別に定める日までにお知らせが配達不能等により返戻されず、前項に規定する受給の辞退の申出がないときは、速やかに支給を決定し、支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（代理による確認書等の提出・受給）

第7条 支給対象者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付分）の受給を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、原則として委任状を提出する。この場合において、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市長は、第1項第1号及び第2号の者にあつては、別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（確認書等の提出の期限）

第8条 確認書等の提出受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 確認書等の提出期限は、令和7年10月31日とする。

3 届出書の提出期限は、令和7年10月10日とする。

（支給の決定）

第9条 市長は、第6条の規定により確認書等を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し調整給付金（不足額給付分）を支給する。

（調整給付金（不足額給付分）の支給等に関する周知等）

第10条 市長は、支給対象者の要件、確認書等の提出方法、確認書等の提出受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(確認書等の提出等が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第8条第2項の提出期限までに確認書等の提出が行われなかった場合は、支給対象者が調整給付金(不足額給付分)の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、確認書等の不備による振込不能等があり、市長が確認等に努めたにもかかわらず確認書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該確認書等は取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第12条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金(不足額給付分)の支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金(不足額給付分)の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 調整給付金(不足額給付分)の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、確認書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する

\* \* \*

宮津市告示第101号

宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年9月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱の一部を改正する要綱

宮津市公共施設マネジメント推進会議設置要綱(令和2年告示第127号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「2年」を「委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日まで」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

\* \* \*

宮津市告示第102号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、令和7年9月1日から契約期間満了の日まで、次の者を指定納付受託者として指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年9月1日

宮津市長 城 崎 雅 文

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号 デジタルゲートビル10階
株式会社SHIFT	東京都港区麻布台一丁目3番1号 麻布台ヒルズ森JPタワー

2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
寄附金

公 告

宮津市公告第51号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年8月5日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第52号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和7年8月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下揭示済)

———— \* \* \* ————

宮津市公告第53号

令和7年度宮津市職員採用試験【前期試験】第3次試験に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和7年8月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

第3次試験に合格した者の受験番号

A0018 A0021 A0030

B0001

E0001

F0008

G0001

———— \* \* \* ————

宮津市公告第54号

令和7年度宮津市職員採用選考試験【公務員経験者対象】第2次選考に合格した者の受験番号は、次のとおりである。

令和7年8月19日

宮津市長 城 崎 雅 文

第2次選考に合格した者の受験番号

S1001

T2003

———— \* \* \* ————

宮津市公告第55号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅の入居者を公募します。

令和7年8月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 公募する住宅

団地名	所在地	家賃(円)	戸数	規格
東波路	宮津市字波路	21,800～42,900	2	3DK
鳥が尾	宮津市字喜多	16,400～32,300	2	3DK

## 2 入居者の資格

- (1) 条例で定められた収入の金額を超えないこと。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 原則として、現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (5) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係受付（本館1階）に備付けの「市営住宅入居者募集案内書」に添付の「市営住宅等入居申込書」により申し込んでください。

## 4 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和7年9月1日（月）から令和7年3月27日（金）まで
- (2) 場所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

## 5 選考方法の概略

入居者は、先着順で決定します。

## 6 入居時期

入居決定した日から約1か月後

\* \* \*

## 宮津市公告第56号

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）第3条の規定により、次のとおり市営住宅等（その他住宅）の入居者を公募します。

令和7年8月20日

宮津市長 城崎雅文

## 1 公募する住宅

団地名	所在地	種別	家賃(月額)	戸数	規格
みやづ城東タウン	宮津市字惣	B棟	50,000円	2	1LDK

## 2 入居者の資格

- (1) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。
- (2) 40歳未満の方。単身者の入居も可能。
- (3) 現に市町村税を滞納していないこと。
- (4) 申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

## 3 入居の期間

建物賃貸借契約締結の日から起算して10年を限度とします。

## 4 申込方法

宮津市建設部都市住宅課建築住宅係（本館南棟3階）又は市民環境部市民環境課市民窓口係（本館1階）に備付けの「みやづ城東タウン入居者募集案内書」に添付の「みやづ城東タウン入居申込書」により申し込んでください。

## 5 申込みの期間及び場所

- (1) 期間 令和7年9月1日（月）から令和8年3月27日（金）まで

(2) 場 所 宮津市建設部都市住宅課建築住宅係

6 選考方法

入居者は、先着順で決定します。

7 入居時期

入居決定した日から約1か月後

## 水道企業

### 《告 示》

#### 宮津市上下水道告示第8号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

令和7年8月25日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎 雅文

指定番号 宮水道指定第S23156号

- |               |                |
|---------------|----------------|
| (1) 名 称       | 石田技研+          |
| (2) 所 在 地     | 福知山市字正明寺4番地の43 |
| (3) 代 表 者     | 石田 秀和          |
| (4) 指 定 年 月 日 | 令和7年8月25日      |
| (5) 指定の有効期限   | 令和12年8月24日     |

\* \* \*

#### 宮津市上下水道告示第9号

宮津市下水道排水設備指定工事業者を指定したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規程（令和2年水管規程第3号）第16条の規定により告示する。

令和7年8月25日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎 雅文

指定番号 宮下水道指定第150号

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| (1) 名 称   | 石田技研+                    |
| (2) 所 在 地 | 福知山市字正明寺4番地の43           |
| (3) 代 表 者 | 石田 秀和                    |
| (4) 指定期間  | 令和7年8月25日から令和11年12月31日まで |

### 《公 告》

#### 宮津市上下水道公告第4号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、令和7年7月18日から2週間、宮津市建設部上下水道課（本館南棟2階）において縦覧に供します。

令和7年7月18日

宮津市上下水道事業

宮津市長 城崎 雅文

1 供用（下水の処理）を開始する年月日

令和7年8月1日

- 2 供用（下水の処理）を開始する区域  
宮津市字漁師の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
宮津市字漁師の一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別  
分流式
- 5 略図  
別紙のとおり

## 教育委員会

### 《告 示》

宮津市教育委員会告示第15号

令和7年第10回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和7年8月22日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和7年8月28日（木）午前9時
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）